

計算書類に対する注記

(社会福祉法人コスモス)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による
期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上
している
 - ②賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収
することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の
退職金制度

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当方法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ・社会福祉事業区分
 - ア 法人本部
「法人本部」「事務センター」
 - イ せんぼく事業所
「せんぼく障害者作業所（生活介護、就労継続B）」
「第2せんぼく障害者作業所（生活介護、就労継続B、就労移行）」
 - ウ おおはま事業所
「おおはま障害者作業所（生活介護、就労継続B、地域活動支援センター）」
「第3おおはま障害者作業所（生活介護、就労継続B）」
 - エ 堺東部事業所
「堺東部障害者作業所（生活介護、就労継続B）」
「第3堺東部障害者作業所ポケットリーフ（生活介護、就労継続B）」
「コスモスヘルパーステーションリーフ〔障害福祉事業〕
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援）」
「コスモスヘルパーステーションリーフ〔介護保険事業〕
（訪問介護、介護予防訪問サービス）」
 - オ ほくぶ事業所
「ほくぶ障害者作業所（生活介護、就労継続B）」
「第2ほくぶ障害者作業所（生活介護、就労継続B）」
 - カ かたくら事業所
「ふれあいの里かたくら（生活介護、就労継続B、地域活動支援センター）」
「第2ふれあいの里かたくら（生活介護、就労継続B）」

計算書類に対する注記

(社会福祉法人コスモス)

- キ 結いの里事業所
「老人デイサービスセンター結いの里」
「介護保険事業」
(通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、居宅介護支援、訪問介護、介護予防訪問サービス)
「障害福祉事業」
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援)」
「西第1地域包括支援センター」
- ク 総合生活支援センターえると事業所
「コスモス地域福祉活動センターえると」
「障害福祉事業」
(短期入所、日中一時、特定相談、一般相談、地域活動支援センター)
「児童福祉」
(障害児相談、放課後等デイサービス、児童発達支援事業)」
「コスモス放課後等デイサービスあとむ(放課後等デイサービス) [児童福祉]」
「社会福祉法人コスモス(堺市障害児等療育支援事業、地域支援特別事業) [児童福祉]」
- ケ 総合生活支援センターそら事業所
「総合生活支援センターそら/ショートステイそら(短期入所、日中一時)」
「コスモスヘルパーステーションせんぼく」
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援)」
「コスモスヘルパーステーションせんぼく(特定相談、一般相談)」
- コ 支援センターおおはま
「障害者(児)生活支援センターおおはま」
(特定相談、一般相談) [障害福祉事業]
(障害児相談) [児童福祉]」
「コスモス放課後等デイサービスでん・でん(放課後等デイサービス) [児童福祉]」
- サ コスモスケアホームえると
- シ コスモスケアホームせんぼく
- ス ジョブサポート風の彩事業所
「ジョブサポート風の彩(就労移行、就労継続B)」
「コスモスヘルパーステーションほくぶ [障害福祉事業]」
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援)」
「コスモスヘルパーステーションほくぶ [介護保険事業]」
(訪問介護、介護予防訪問サービス)」
- セ いづみ保育園
- ソ 麦の子保育園
- タ 就労支援事業
- ・公益事業区分
- ア つばさ保育園
- イ えると会館事業
- ウ 大阪府移動支援従業者養成研修(知的障がい課程)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,898,325,286	-	-	1,898,325,286
建物	2,387,749,718	36,805,288	-	2,424,555,006
建物減価償却累計額	△ 1,018,224,773	△ 78,332,982	-	△ 1,096,557,755
合 計	3,267,850,231	△ 41,527,694	-	3,226,322,537

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

計算書類に対する注記

(社会福祉法人コスモス)

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	851,808,572円
建物（基本財産）	758,286,029円
計	1,610,094,601円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	533,972,648円
計	533,972,648円

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の主な内容

その他固定資産

- ・本部等におけるコンピュータ、サーバ及びコピー機（器具及び備品）
- ・せんぼく事業所等における車両（車輛運搬具）

計算書類に対する注記

(せんぼく事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 経理規定第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行う
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている
- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ①せんぼく障害者作業所（生活介護、就労継続B）
 - ②第2せんぼく障害者作業所（生活介護、就労継続B、就労移行）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	317,335,000	-	-	317,335,000
建物	188,527,464	-	-	188,527,464
△減価償却累計額	△ 147,519,489	△ 5,090,241	-	△ 152,609,730
合 計	358,342,975	△ 5,090,241	-	353,252,735

計算書類に対する注記

(せんぼく事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
リース取引関係
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の主な内容
その他固定資産
・カラー複合機（器具及び備品）
・車両（車輛運搬具）

計算書類に対する注記

(おおはま事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

経理規定第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行う

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ①おおはま障害者作業所（生活介護、就労継続B、地域活動支援センター）
 - ②第3おおはま障害者作業所（生活介護、就労継続B）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	312,439,376	-	-	312,439,376
建物	292,189,390	-	-	292,189,390
△減価償却累計額	△ 19,166,367	△ 8,144,396	-	△ 27,310,763
合 計	585,462,399	△ 8,144,396	-	577,318,003

計算書類に対する注記

(おおはま事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

土地（基本財産）	201,638,512円
建物（基本財産）	270,010,815円
計	471,649,327円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	329,968,000円
-----------------------	--------------

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の主な内容

その他固定資産

- ・ ビジネスフォン（器具及び備品）
- ・ 車両（車輛運搬具）

計算書類に対する注記

(堺東部事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

経理規定第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行う

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ①堺東部障害者作業所（生活介護、就労継続B）
 - ②第3堺東部障害者作業所ポケットリーフ（生活介護、就労継続B）
 - ③コスモスヘルパーステーションリーフ〔障害福祉事業〕
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援）
 - ④コスモスヘルパーステーションリーフ〔介護保険事業〕
（訪問介護、介護予防訪問サービス）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	167,000,000	-	-	167,000,000
建物	282,014,207	-	-	282,014,207
△減価償却累計額	△ 123,179,062	△ 14,597,964	-	△ 137,777,026
合 計	325,835,145	△ 14,567,964	-	311,237,181

計算書類に対する注記

(堺東部事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

土地（基本財産）	167,000,000円
建物（基本財産）	88,113,009円
計	255,113,009円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	59,550,414円
-----------------------	-------------

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(ほくぶ事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

経理規定第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行う

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ①ほくぶ障害者作業所（生活介護、就労継続B）
 - ②第2ほくぶ障害者作業所（生活介護、就労継続B）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	143,460,000	-	-	143,460,000
建物	250,550,000	-	-	250,550,000
△減価償却累計額	△ 147,898,185	△ 6,764,850	-	△ 154,663,035
合 計	246,111,815	△ 6,764,850	-	239,346,965

計算書類に対する注記

(ほくぶ事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

土地（基本財産） 143,460,000円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 14,929,234円

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

(かたくら事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
 - ①ふれあいの里かたくら（生活介護、就労継続B、地域活動支援センター）
 - ②第2ふれあいの里かたくら（生活介護、就労継続B）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	166,590,000	-	-	166,590,000
建物	293,470,000	-	-	293,470,000
建物減価償却累計額	△ 149,462,541	△ 7,923,690	-	△ 157,386,231
合 計	310,597,459	△ 7,923,690	-	302,673,769

計算書類に対する注記

(かたくら事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
リース取引関係
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の主な内容
その他固定資産
・ ハイエースバン ウェルキャブ 0165 (車両運搬具)

計算書類に対する注記

(ジョブサポート風の彩事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑩）
 - ①ジョブサポート風の彩（就労移行、就労継続B）
 - ②コスモスヘルパーステーションほくぶ[障害福祉事業]
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援）
 - ③コスモスヘルパーステーションほくぶ[介護保険事業]
（訪問介護、介護予防訪問サービス）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

計算書類に対する注記

(ジョブサポート風の彩事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(結いの里事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑩）
 - ①老人デイサービスセンター結いの里
 - [介護保険事業]
 - (通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、居宅介護支援、訪問介護、介護予防訪問サービス)
 - [障害福祉事業]
 - (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援)
 - ②西第1地域包括支援センター
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	162,200,000	-	-	162,200,000
建物	186,450,000	-	-	186,450,000
建物減価償却累計額	△ 73,748,144	△ 4,362,930	-	△ 78,111,074
合 計	274,901,856	△ 7,923,690	-	270,538,926

計算書類に対する注記

(結いの里事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(総合生活支援センターえると事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
 - ①コスモス地域福祉活動センターえると
[障害福祉事業]
(短期入所、日中一時、特定相談、一般相談、地域活動支援センター)
[児童福祉]
(障害児相談、放課後等デイサービス、児童発達支援事業)
 - ②コスモス放課後等デイサービスあとむ（放課後等デイサービス）[児童福祉]
 - ③社会福祉法人コスモス（堺市障害児等療育支援事業、地域支援特別事業）[児童福祉]
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

計算書類に対する注記

(総合生活支援センターえると事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
リース取引関係
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の主な内容
その他固定資産
・大阪トヨタ ショートハイエース1051 (車輛運搬具)

計算書類に対する注記

(総合生活支援センターそら事業所)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
 - ①総合生活支援センターそら/ショールステイそら（短期入所、日中一時）
 - ②コスモスヘルパーステーションせんぼく
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、入院時コミュニケーション支援）
 - ③コスモスヘルパーステーションせんぼく（特定相談、一般相談）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	86,384,967	-	-	86,384,967
建物	123,608,318	-	-	123,608,318
建物減価償却累計額	△ 6,008,738	△ 6,970,135	-	△ 12,978,873
合 計	203,984,547	△ 6,970,135	-	197,014,412

計算書類に対する注記

(総合生活支援センターそら事業所)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の主な内容

その他固定資産

- ・大阪トヨタ ハイエース8008 (車両運搬具)
- ・ハイエースワゴン2029 (車両運搬具)
- ・日立キャピタル オルフィス印刷機 (器具及び備品)

計算書類に対する注記

(コスモスケアホームえと)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	144,406,693	-	-	144,406,693
建物	164,699,449	36,805,288	-	201,504,737
建物減価償却累計額	△ 56,952,594	△ 8,821,079	-	△ 65,773,673
合 計	252,153,548	27,984,209	-	280,137,757

計算書類に対する注記

(コスモスケアホームえと)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(コスモスケアホームせんぼく)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	34,540,250	-	-	34,540,250
建物	74,495,240	-	-	74,495,240
建物減価償却累計額	△ 32,446,176	△ 3,144,386	-	△ 35,590,562
合 計	76,589,314	△ 3,144,386	-	73,444,928

計算書類に対する注記

(コスモスケアホームせんぼく)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(いづみ保育園)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

経理規定第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行う

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	210,367,000	-	-	210,367,000
建物	92,500,000	-	-	92,500,000
△減価償却累計額	△ 85,099,999	△ 1,849,999	-	△ 86,949,998
合 計	217,767,001	△ 1,849,999	-	215,917,002

計算書類に対する注記

(いづみ保育園)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
リース取引関係
所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース資産の主な内容
その他固定資産
・コピー複合機（器具及び備品）

計算書類に対する注記

(麦の子保育園)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	103,602,000	-	-	103,602,000
建物	224,930,000	-	-	224,930,000
建物減価償却累計額	△ 89,896,034	△ 4,822,790	-	△ 94,718,824
合 計	238,635,966	△ 4,822,790	-	233,813,176

計算書類に対する注記

(麦の子保育園)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(支援センターおおはま)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑩）
 - ①障害者(児)生活支援センターおおはま
(特定相談、一般相談) [障害福祉事業]
(障害児相談) [児童福祉]
 - ②コスモス放課後等デイサービスでん・でん（放課後等デイサービス） [児童福祉]
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

計算書類に対する注記

(支援センターおおはま)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(法人本部)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

経理規定第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行う

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	214,315,650	-	-	214,315,650
△減価償却累計額	△ 86,847,444	△ 5,840,522	-	△ 92,687,966
合 計	127,468,206	△ 5,840,522	-	121,627,684

計算書類に対する注記

(法人本部)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の主な内容

その他固定資産

- ・ほのぼのサーバー（器具及び備品）
- ・ほのぼのソフト（器具及び備品）
- ・ほのぼのN C Xソフト（器具及び備品）
- ・日本BリースプリンタE X 7 2 5 0（器具及び備品）
- ・デスクトップP C、ノートP C一式（器具及び備品）
- ・ほのぼのN E X T（器具及び備品）

計算書類に対する注記

(つばさ保育園)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

計算書類に対する注記

(つばさ保育園)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(えると会館事業)

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

計算書類に対する注記

(えると会館事業)

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記

(大阪府移動支援従事者養成研修(知的障がい課程))

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法・・・最終仕入原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている
- (3) 引当金の計上基準
 - ①退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付事業による期末要支給額及び法人独自の退職金制度に係る期末要支給額を退職給付引当金として計上している
 - ②賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している
 - ③徴収不能引当金
 - 債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実績率により徴収することが困難な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している
- (4) 消費税等の会計処理
 - 税込方式によっている

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- (2) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職給付事業
- (3) 平成28年4月1日以降に採用した職員のうち障害福祉事業に属する職員は法人独自の確定給付型の退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

経理規程第6条第4項に定める区分について計算書類の作成を行なう
 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている

- (1) 拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

計算書類に対する注記

(大阪府移動支援従事者養成研修(知的障がい課程))

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

9. 重要な後発事象
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項
該当なし